

災害時における医療救護に関する協定書

佐野市(以下「甲」という。)と佐野薬剤師会(以下「乙」という。)は、災害時における医療救護に
関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、佐野市内に地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)の発生時に、
甲が乙に医療救護活動の協力要請をする場合において、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、医療救護活動を行う必要が生じたときは、薬剤師の派遣を要請す
るものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時には、速やかに薬剤師を甲が設置する救護所及び避難所等に
派遣するものとする。

(薬剤師班の派遣)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、救護所及び避難所等に派
遣する。

2 緊急のために止むを得ない場合は、甲から要請なくして乙の判断で薬剤師班を編成し、救護
所及び避難所等に派遣できる。この場合、速やかに乙は甲に報告し、承認を得る。

(薬剤師班の業務)

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が設置する救護所及び避難所等において医療救護活動を
行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 調剤及び服薬指導
- (2) 服薬情報の事前把握及び医師への情報提供
- (3) 医薬品の仕分、保管、管理及び供給
- (4) その他医療救護活動において必要な業務

(薬剤師班への指揮)

第5条 乙の派遣する薬剤師班への指揮については、医療救護活動の総合調整を図るため、甲の
指定する者が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものの他、甲が供給するもの
とする。

(調剤費)

第7条 救護所等における調剤費は、原則として無料とする。

(費用の弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師班が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
 - (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち、甲が特に必要と認める費用
- 2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(医療紛争)

第9条 薬剤師班が医療救護活動を行ったことに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、双方が誠意をもって解決のための適当な措置を講ずるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するための必要事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 2月 2日

甲 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英



乙 佐野市君田町30番地3
佐野薬剤師会
会長 平田義人

